協同農業普及事業の実施に関する方針

平成２３年３月

香　　川　　県

第１　基本的な考え方

１　協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は国と県との協同事業として昭和２３年に発足して以来、その時々の農政課題に対応しながら、農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業経営と農村生活の改善に主体的に取り組む農業者を育成することを通じて、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

２　本県の農業は、米と多様な園芸作物や畜産などを組み合わせた複合経営や施設園芸など集約的な経営も多く営まれ、全国平均を下回る経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきた。また、近年、集落営農組織や認定農業者、新規就農者など地域農業を支える担い手が着実に確保されているところである。

　しかし、近年、農業従事者の減少、高齢化、農産物価格の低迷や農業資材等の高騰による収益力の低下、耕作放棄地の増加、作付面積の減少、農村の活力低下など様々な課題に直面している。

３　これらの課題に対応するため、本県の農政は「香川県農業・農村基本計画」において、「独創性豊かで、多彩な香川型農業の確立」と「みどり豊かで、うるおいと活力のあるむらづくり」を基本目標として掲げて取り組んできたところである。目標の達成のため、普及事業においては、農業・農村を支える多様な担い手の育成、消費者のニーズに対応した米・麦・園芸作物等の産地の育成、持続可能な農業生産のため環境と調和した農業生産方式の確立、食の安全・安心の確保、農村の活性化に向けた地域特産物の生産振興等、本県の農業施策を推進する上で重要な役割を担っているところである。

４　国においては、新たに策定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」において、農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、農地面積の減少等による農業の食と環境を支える機能低下への危惧、国際的な食料の逼迫状況等を踏まえ、食と地域の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に寄与するよう、普及事業を適切に運営するものとしている。

５　以上のことから、今後の本県の普及事業は、平成２２年３月に国が策定した「食料・農業・農村基本計画」や「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づく農政の推進方向を踏まえ、本県の農業・農村を巡る情勢の変化に即した事業展開が図られるよう、普及指導活動課題と課題ごとの取組方向の明確化、普及活動方法等の見直しを行い、今後おおむね５年間における本県普及事業の基本的方向を示す「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を次のとおり定める。

第２　普及指導活動の課題

効率的かつ効果的な普及事業を展開するため、次に掲げる事項を基本的な課題とする。

また、農業改良普及センター（農業改良助長法第１２条に規定する普及指導センターとして設置するものをいい、以下「普及センター」という。）及び農業経営課においては、基本的な課題に即して、地域の実態に応じて重点的に取り組む課題を設定し、個々に策定する普及指導計画にこれを明確に位置づけ、その課題解決に向けて効率的かつ効果的な普及指導活動を実施する。その他国の「食料・農業・農村基本計画」及び県の「農業・農村基本計画」に基づく施策を行う上で必要な技術及び経営指導を実施するものとする。

１　食料供給力の強化や産地の収益力向上に向けた取組に対する支援

戸別所得補償制度の導入等も踏まえ、麦や飼料用米等の需要に応じた生産拡大により水田等の有効利用を図るため、生産性及び品質の向上に加え、飼料用米等の需要の確保に向けた耕畜連携等の取組を促すなど、食料供給力の強化に向けた取組に対する支援を行う。

農業者の所得の増大を図るには、これまで以上に売れる農産物づくりに向けて野菜や果樹などの園芸や畜産等の生産拡大を図ることが極めて重要である。このため、主要な品目を中心として、消費者・実需者のニーズに応じた農畜産物等を安定的に供給するなど、販売力強化に向けた生産・販売体制の一体的な取組に対する支援を行う。

この際、近年の地球温暖化に対応した安定的な農業生産に向けた栽培方法や品種の転換や、総合的病害虫・雑草管理、有機農業等の環境負荷の低減に資する農業生産方式の取組に対する支援を行う。あわせて、消費者の香川の農畜産物への信頼性を向上させるため、生産現場における栽培履歴管理や農業生産工程管理等の導入及びその取組の高度化に対する支援を行う。

さらに、農産物の生産コストの縮減等に加え、農商工連携による加工等の新たなニーズの創出など、農業の６次産業化を視野に入れた地域の戦略的な取組に対する支援を行う。

２　魅力ある経営の確立を目指す農業の多様な担い手の確保・育成

農業・農村を支える担い手の育成は緊急の課題であることから、経営的な視点を重視しつつ新規就農者や青年農業者、集落営農等意欲ある多様な担い手の確保・育成に努める。

特に、農業の担い手の経営発展段階やニーズに応じて、試験研究機関等で開発された新たな技術及び知識の普及指導を通じて所得の増大に向けた経営改善の取組に対する支援を行うとともに、経営感覚に優れた核となる担い手の将来にわたる経営の継続のため、法人の育成に努める。

また、農業経営の発展に向けて、女性の役割が適切に発揮されるよう、女性の経営参画及び加工等による起業活動に対する支援を行う。

３　農村の振興に向けた取組に対する支援

農村生活や営農環境の改善に向けて、近年特に大きな問題となっている鳥獣被害防止対策を推進する。また、地域の特性を活かした特色ある農業生産、遊休農地の有効利用、地産地消、地域農業を熟知した高齢者の豊富な知識を活かした取組、都市と農村との交流の取組など、地域の実情に即し、多様な関係者が連携した農村地域の振興のための取組に対する支援を行う。

第３　普及指導員の配置に関する事項

普及指導員については、本県農業・農村の振興方向や農業者の高度で多様なニーズ及び地域農業が抱える課題に的確に対応し得るよう、試験研究機関や農業大学校、行政組織との連携、各地域の農業情勢や特性等に配慮して、その適正な配置に努めるものとする。

この際、普及指導員が、以下の①、②の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と消費者等との結び付きの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割が果たせるよう配慮する。

① スペシャリスト機能（農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能）

② コーディネート機能（地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能）

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努めるものとする。

１　農業経営課への配置

農業経営課に、次の業務を行う普及指導員（専門指導員）を配置するものとする。

① 県全体の普及事業の総合的な企画調整や、県域的な対応をすることが効率的かつ効果的な課題や特定品目についての普及指導活動、普及指導活動に関する技術・知識の集約・伝達、普及指導員の資質向上のための研修等の実施、技術・経営情報等の収集・分析・提供、県段階の関係機関・団体との連携活動を行う業務

② 普及組織・試験研究機関・行政部局の連携を強化し、現場課題の収集と試験研究課題や行政施策への反映、また試験研究成果の普及等に関する総合的な調整業務

２　普及センターへの配置

普及センターに、次の業務を行う普及指導員を配置するものとする。

① 試験研究機関、大学等で開発された技術を現場に合った形で組み立て、あるいは、現場で開発された技術に科学的な裏づけを与え、普遍性のある技術に組み立てて農業者等に普及させるほか、農業者の経営診断･分析を行う活動や、その結果に基づく経営改善計画の策定等を支援する業務

② 地域農業を取り巻く状況を踏まえて将来展望を提案し、関係者の合意形成を図るとともに、課題の明確化並びに対応方策の策定及び実施を支援する業務

③ 管内の効率的かつ効果的な普及事業の展開のため、普及指導活動の総合的な企画・運営・管理、各種制度資金、補助事業等の行政施策との連携等の業務

３　農業大学校への配置

農業大学校は、試験研究機関や普及組織、行政組織と十分な連携を図りつつ、将来の本県農業を担うべき人材を養成する中核機関であることから、農業・農村についての高度な専門知識と青少年に対する高い指導力を有する普及指導員を配置するものとする。

４　普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間については、指導対象に密着した継続的な普及事業を推進する観点から、同一勤務地において一定期間継続して従事し得るものとなるよう努めるものとする。

第４　普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、普及指導員が自ら技術向上に努め、新技術の導入などのニーズに対し適切な農家指導を行うことを基本としつつ、スペシャリスト機能とコーディネート機能を十分発揮していくために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員の研修の充実及び調査研究・研究会活動等の推進に努めるものとする。

１　普及指導員の研修

（１）研修の基本的な考え方

普及指導員の研修は、自己研鑽を基本としつつ、普及指導員に求められるスペシャリスト機能、コーディネート機能の発揮を目的とした研修に主眼をおいて実施し、各自の能力・資質の状況や解決すべき課題等に応じて必要な能力の強化に努めるものとする。

特に、普及指導活動経験の少ない新任の普及指導員等には、技術水準の高度化、農業者等に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力の強化が図られるよう重点的な研修の実施に配慮する。

また、今後、消費者等のニーズに応じた農畜産物等の安定供給と付加価値の向上に向けた取組に対する支援を一層強化していくため、マーケティング等に関する知識の習得が図られるよう研修の実施に配慮する。

（２）研修の内容

普及指導員の研修は、国との役割分担の下、次の研修を適切に組み合わせて、効果的、効率的かつ体系的な実施に努めるものとする。

① 普及指導員としての職務遂行能力を向上させるために新規任用等の機会を捉えて実施する実践指導力強化研修

② 普及指導員に求められる専門分野に関するスペシャリスト機能や地域の総合的な課題に対するコーディネート機能の十分な発揮のために必要な知識・技術の習得のための専門・総合指導力強化研修

③ 普及組織全体としての機能を発揮するため、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上及び養成、普及指導活動の管理・運営等に関する企画・運営能力強化研修

（３）研修の方法

研修目的に応じて、講義等を中心とした集合研修のほか、通信教育、実際に普及事業に携わりながら経験豊富な普及指導員等（トレーナー）に個別指導を受けて行う職場研修（ＯＪＴ）、県内外の教育機関、試験研究機関、普及事業関係機関、企業、先進的な農業者、先進地等への派遣・留学、専門家による個別指導等も十分に活用するものとする。

（４）研修の計画的な実施

中長期的な視点に立った研修基本計画及び年度ごとの研修実施計画を作成して、計画的な実施を図るとともに、研修結果や研修に対するニーズの把握に努め、次年度の研修実施計画に反映させるものとする。

２　調査研究・研究会活動等の推進

調査研究と普及指導を一元的に実施する普及指導員の機能が十分発揮され、有用な成果が得られるよう、試験研究機関、教育機関、市町、農業団体等との密接な連携を図りつつ、資料調査、実態調査、実証・適応試験、実験研究等の手法により、普及指導員が課題解決のために行う調査研究活動とその成果の共有、情報交換等のために行う自発的な研究会活動等の積極的な推進に努めるものとする。

３　人事交流の促進

高度な知識・技術や幅広い視野を有する普及指導員を確保するため、試験研究機関・農業関係部局等との計画的な人事交流に配慮する。

第５　普及指導活動の方法に関する事項

普及事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、次に掲げる事項に留意する。

１　普及指導活動の重点化等

普及指導活動は、

（１）指導対象品目の重点化を図りつつ多様な関係者との連携の下に推進する収益力の向上や地域農業の振興のための取組として

①　指導対象品目は、麦やオリーブのほか、県で育成された品種や主要な野菜･果樹などのうち本県の特徴となる品目に重点化し、品質向上や省力化を進めるとともに、加工・業務用向け農業経営体の育成による生産の拡大

②　消費者や実需者の多様なニーズに即した売れる農産物の生産とともに、加工や流通などを含めた６次産業化

（２）将来にわたって本県の農業を支える担い手の確保と育成のための農業経営の所得の増大に資する高度な技術革新等の支援として

①　担い手が目指す営農の姿と労働時間、収益性をわかりやすくイメージできる情報の提供等により、経営指導と技術指導を一体的に実施するなど、経営の発展段階に応じた支援を行うとともに、法人化などによる核となる担い手の経営展開の助長

②　農業経営の継承のほか、農業法人などへの就農や企業の農業参入など、多様な就農希望者のニーズを的確に把握し、就農相談から経営の開始・定着まで一貫したサポート

に重点化を図るものとする。

普及指導活動の対象者については、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、農業へ新規に参入する者、経営参画や起業化に意欲的な女性に重点化する。

また、市町、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体のそれぞれが、地域の課題とその解決方向について共通認識と情報の共有化に努め、十分な連携を図りながら解決に取り組む中で、それぞれが担うべき分野を明確にし、役割を分担して、より効率的に成果が上げられるよう努めるものとする。

その際、普及指導員及び地域の関係機関を中心として構成される普及事業推進のための協議会等の活用に努めるものとする。

２　調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努めるものとする。

３　試験研究、普及、研修教育、行政の一体的取組の充実強化

新技術等の開発を行う試験研究機関、高度な技術・経営方式の普及を行う普及組織、将来の農業を担うべきものに対する研修教育を行う農業大学校による一体的取組の充実強化に努めるものとする。

また、普及組織、試験研究機関、行政組織からなる連絡調整の場を通じて各機関の共通認識の下、試験研究課題の設定や開発された技術の迅速な普及、行政施策への反映に努めるものとする。

さらに、普及指導活動の課題の内容に応じて、大学や民間企業等との産学官連携に努める。

４　効率的かつ効果的な普及指導活動体制

本県農業・農村をめぐる情勢の変化や地域特性等に即して、最も効率的・効果的な普及指導活動が展開できるよう以下の体制により普及指導活動を行う。

（１）農業経営課配置の普及指導員（専門指導員）の活動体制

試験研究機関や農業大学校、行政組織との十分な連携の下、試験研究や普及指導活動により得られた技術や知識が普及センターにおいて十分活用されるよう、普及センターへ配置された普及指導員と相互に連携・調整を図るとともに、県域的な対応をすることが効率的かつ効果的な課題や特定品目について直接普及指導活動を実施することにより、県全体として効率的かつ効果的な普及事業が展開できる活動体制とする。

（２）普及センター配置の普及指導員の活動体制

農政の推進方向に即した活動展開や、担い手への高度な技術・経営面での支援を行うため、企画振興、担い手育成、農畜産並びに園芸の振興に係る部門を置き、部門活動体制をとるとともに、地域課題に迅速に対応するため、普及指導員の担当地域を定め、地域ごとに指導班を編成して活動する地域指導体制も併用した体制とする。なお、組織としての総合的な指導力が十分発揮できるよう、部門間の連携強化に努めるものとする。

また、地域の実態に応じて、取組の必要性及び緊急性が高く部門間にまたがる課題については、機動的に解決できるよう、プロジェクト班を編成することにより対応するものとする。なお、プロジェクト班の設置期間は、課題ごとに原則として３年以内とし、毎年度活動成果の検証と見直しを行うものとする。

（３）　普及指導計画の策定と評価

協同農業普及事業の実施に関する方針に即して、普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図りつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

また、その成果について、普及指導員による自己評価や部門・所内での点検活動及び組織的評価を行うほか、外部評価により幅広い視点から普及事業の客観的な評価を得、これら評価結果の普及事業への反映に努めるものとする。

（４）情報提供機能の充実強化

技術情報をはじめとした各種情報を迅速かつ効率的に農業者等に提供できるよう、普及情報提供システム「かがわアグリネット」を活用し、農業者の経営・技術の発展段階やニーズに見合った情報提供、相談機能の充実強化に努めるものとする。

５　民間等との連携のあり方

普及事業の重点化を図り、効率的・効果的な普及指導活動を展開するとともに、農業経営を総合的に支援していく観点から、普及指導協力委員制度の活用等を通じて、地域の先導的農業者や民間の専門家の協力を得るよう努めるものとする。特に、新技術の実践、新規就農希望者の技術習得の支援等については、地域の指導的役割を果たす農業士等と密接な連携を図るものとする。また、税務、会計・経理、労務管理、マーケティング、ＩＴ化等の各種の民間専門家が存在する分野においては、民間の専門家の知識や技術の積極的な活用に努めるものとする。

６　行政施策の活用支援等

普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、補助事業、各種制度資金等の行政施策を普及指導計画に明確に位置付けた上で、農業者による活用の支援に努めるものとする。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果や、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題等についても、積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

７　研修教育の充実強化

農業大学校については、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育、青年農業者その他の農業を担う者の養成を行う中核的な機関として、若者に農業に対する魅力ややりがいを感じてもらうとともに、農業者として今日的に求められる知識と技術を持った優れた人材を育成するため、その研修教育内容の充実強化を図るよう努めるものとする。

また、試験研究機関・普及組織との密接な連携の確保及び役割分担の明確化を図りつつ、農業の担い手や担い手になりうる可能性の高い農業者に対し、農業の技術及び経営方法に関する専門的かつ体系的な再教育を行う機関としての機能を果たすとともに、独立行政法人農業者大学校、近隣の農業者研修教育施設、大学、農業高等学校等との連携により、より効率的に研修教育を行うよう努めるものとする。

さらに、普及組織、農業大学校、県青年農業者等育成センター等が適切に役割分担・連携するとともに、農業協同組合や農業士等の先導的な役割を担う農業者の協力による支援体制の整備に努めながら、就農の促進と定着化に向けた支援に努めるものとする。

第６　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

１　都道府県間等の連携の確保

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、必要に応じて当該課題に関係する他都道府県との情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

また、海外からの研修生等の受入れや海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等に努めるものとする。

２　関係機関・団体等の連携の確保

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、土地改良部局や林業・水産業に関する普及指導員、又かがわ産業支援財団、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意するものとする。

３　農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農作業体験学習や食育等、農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行うよう努めるものとする